



播磨高原広域事務組合公告第 12 号

公募型プロポーザル公告

播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月25日

播磨高原広域事務組合
管理者 山 本



1. 概要

(1) 工事名

播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事

(2) 工事内容

既存の火葬炉(人体炉) 5 炉、汚物炉 2 炉をすべて撤去し、ダイオキシン類削減対策指針を考慮した新たな構造の火葬炉 4 炉、汚物炉（小動物対象炉） 1 炉を設置する。

(3) 工事期間

- ① 設 計 業 務 : 内定書発行から令和7年度中
- ② 火葬炉設備更新工事 : 令和8年～令和10年度

(4) 履行場所

播磨高原斎場（こぶし苑）

住所：兵庫県たつの市新宮町光都3丁目37-1

(5) 担当課

〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

播磨高原広域事務組合 総務課

(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002

(E-mail) somu@harimakogen.jp

2. 参加資格要件

- (1) 播磨高原広域事務組合の令和6～7年度入札参加者資格名簿の（業種：機械器具設備）に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 播磨高原広域事務組合入札参加資格制限及び指名停止基準に関する要綱（平成21年要綱第1号）の規定に基づく指名停止期間中の措置を受けていない者。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
- (6) 公告日において播磨高原広域事務組合、兵庫県、たつの市、上郡町又は佐用町から指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き中の事業者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (11) 工事施工にあたり、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置技術者は常勤の自社社員であり、かつ、技術提案書提出締切日において3カ月以上の雇用関係を有する者。
- (12) 過去5年以内（令和2年4月以降）に元請として単体又は共同企業体の構成員（代表構成員に限る。）により、新築又は改築した4炉以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の炉内耐火材の貼替等の工事は除く。
- (13) 兵庫県を含む近畿圏内の6府県に本社、支社、支店、営業所等があり、火葬場の保守点検等のメンテナンス技術者が常駐していること。

3. 日程

NO.	項 目	日 時	備 考
1	公告/組合HP掲載	令和7年4月25日(金)	*公募開始 *質問受付開始日
2	質問書の受付期限	令和7年5月9日(金)	*午後5時まで
3	上記質問の回答日	令和7年5月15日(木)	
4	参加表明書提出期限	令和7年5月16日(金)	*午後5時まで
5	参加資格確認結果通知	令和7年5月21日(水)	
6	火葬炉設備更新に係る技術提案書の提出期限	令和7年6月13日(金)	*午後5時まで
7	辞退届の受付期限	令和7年6月13日(金)	*午後5時まで
8	技術提案書内容の審査及び火葬炉設備業者のヒアリング	令和7年7月上旬 (予定)	*具体的な日程等は 技術提案書提出者に 改めて通知する。
9	審査結果の発表	令和7年7月上旬 (予定)	

4. 公募型プロポーザルに係る関係書類の交付期間、場所及び交付方法

- (1) 交付期間 令和7年4月25日(金)から6月13日(金)まで
- (2) 交付場所 播磨高原広域事務組合ホームページよりダウンロード。

5. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和7年5月16日(金)までの午前9時から午後5時まで(土日、振替休日、祝日を除く)
- (2) 提出方法：持参又は郵送による。(提出期限内必着のこと。)
- (3) 提出場所：播磨高原広域事務組合 総務課
〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002

6. 技術提案書の提出

- (1) 提出期限：令和7年6月13日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法：持参又は郵送による。(提出期限内必着のこと。)
- (3) 提出場所：播磨高原広域事務組合 総務課
〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号
(TEL) 0791-58-0575 (FAX) 0791-58-0002

7. 受注候補者の特定

- (1) 受注候補者の選定は、本組合が設置する審査委員会が行う。
- (2) プロポーザル参加者から提出された技術提案書及びヒアリング結果に基づき、審査委員会において、審査・採点し、その評価点の合計点数が最も高い者を受注候補者として特定する。
- (3) 参加者が1者の場合でも審査は実施する。
- (4) 審査結果は、書面により、すべての参加者に通知する。

8. その他の事項

- (1) 詳細については、播磨高原斎場（こぶし苑）火葬炉設備更新工事事業者選定プロポーザル実施要領及び要求水準書による。
- (2) プロポーザルの参加資格要件を満たさない者が提案書を提出したときは、失格とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載があったときは、失格とする。
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合は、失格とする。
- (5) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合は、失格とする。
- (6) 本審査が終了するまでの間において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合は、失格とする。
- (7) 提出書類に係る経費はすべて参加者負担とし、本件の審査以外には使用しない。
- (8) 参加表明書・辞退届及び技術提案書・添付書類は返却しない。
- (9) 契約締結については、本組合財務規則に基づき契約を締結する。